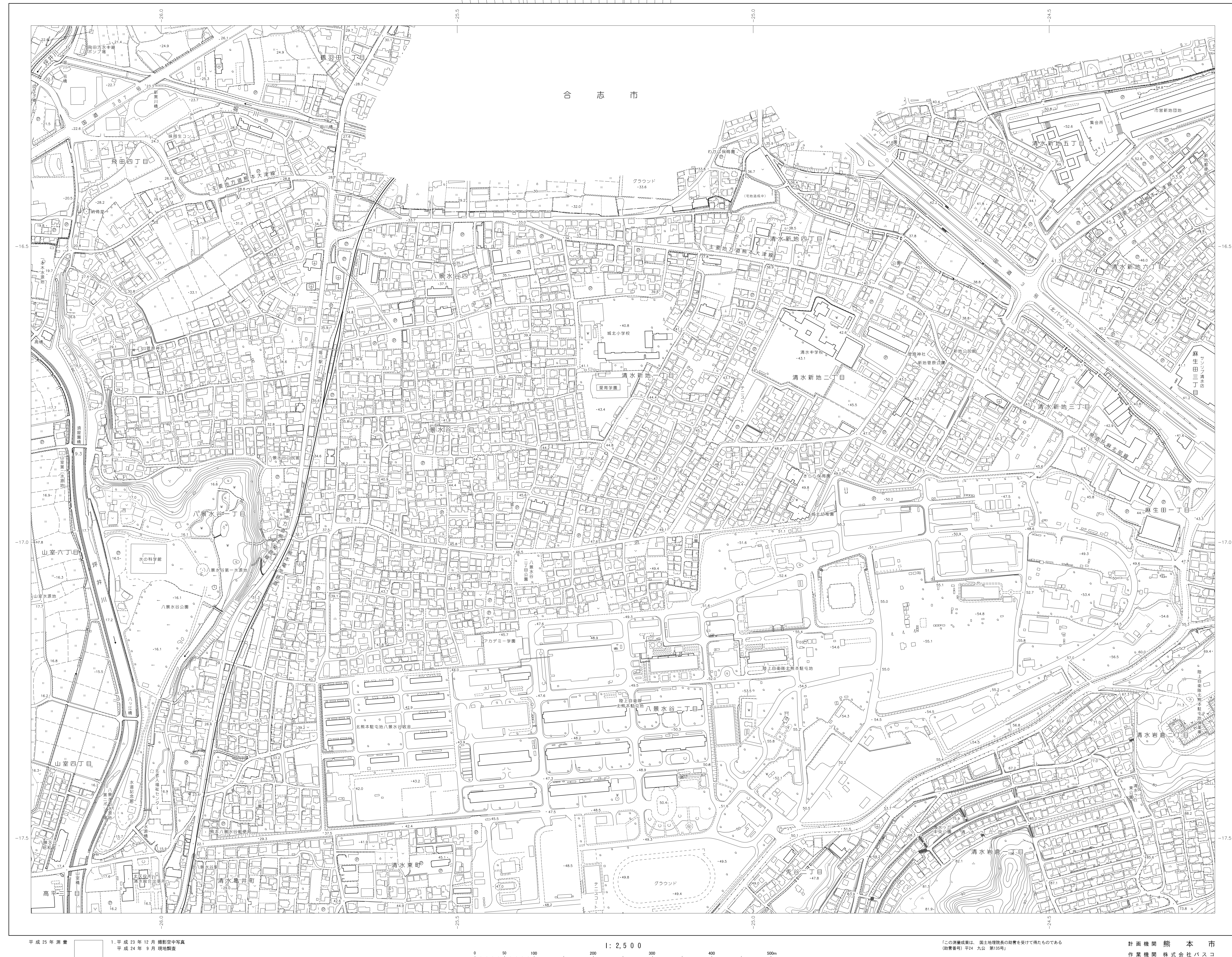
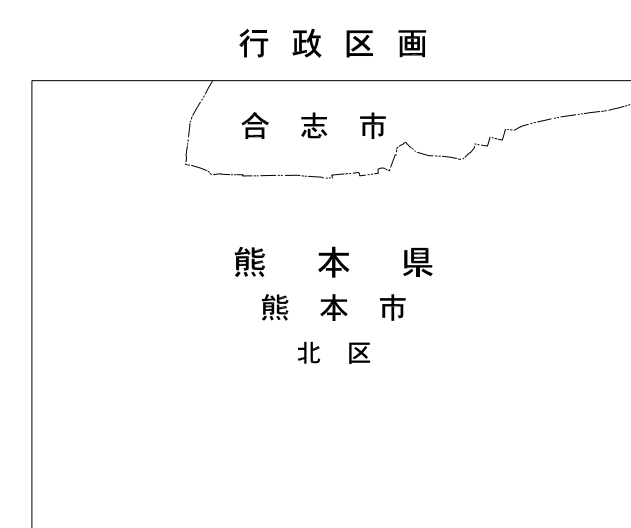


53 八景水谷



41 四方 寄	42 鶴 羽 田	43 新 地
52 大 窪	53 八 景 水 谷	54 檜 木
64 高 平	65 龜井・万石	66 龍田 陳 内

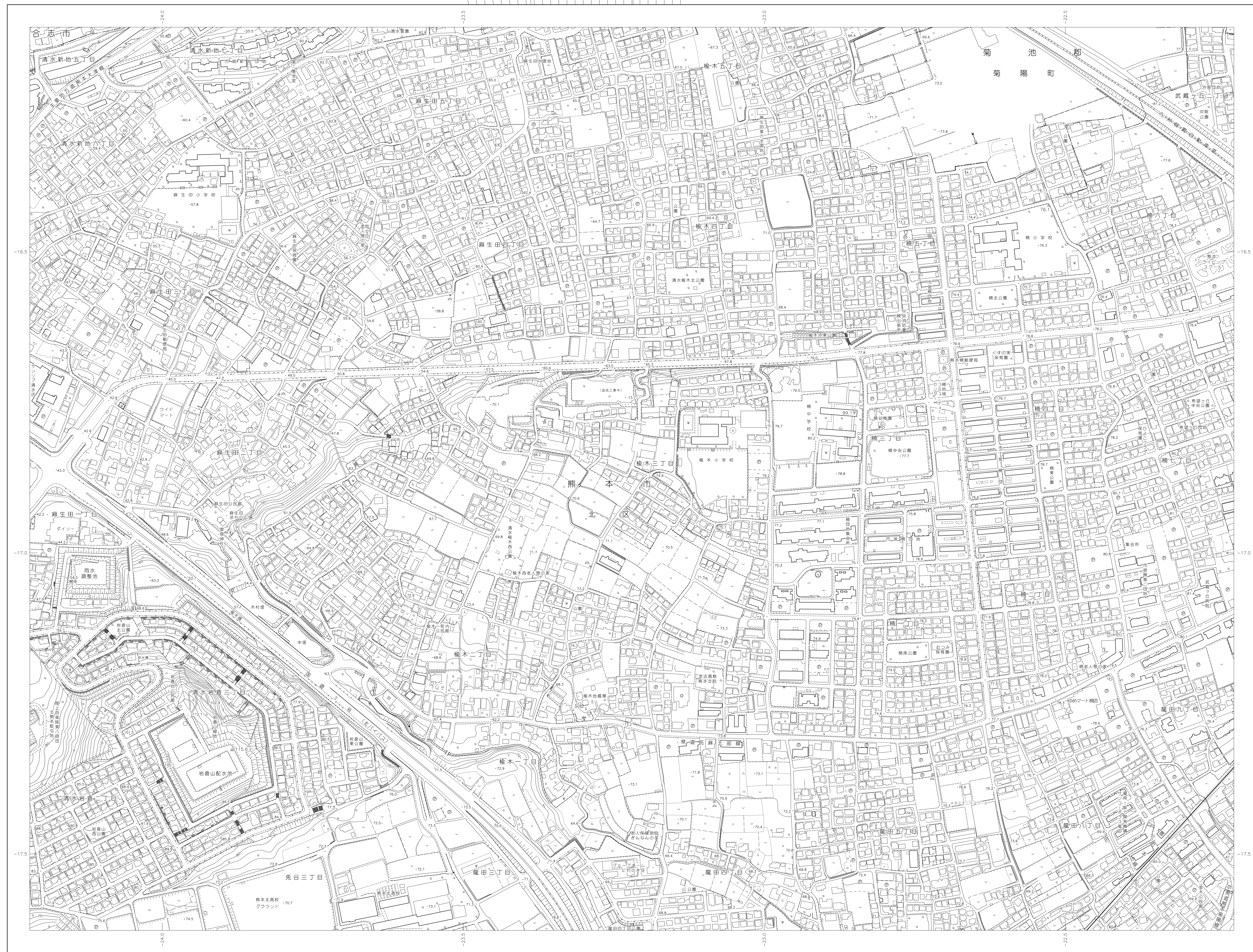
[illegible][illegible]

	前	彫刻園	美濃
日	○	山	山
煙	○	その他の 例木	地
さとう とび子	+	山	はい(地)
バナナ ブル	○	金 銀	しの地
炎	△	針 刺	やし料 能
て	△	針 刺	
茶	△	針 刺	

[illegible]

应標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定
 による第Ⅱ座標系
 投影は横メルカトル図法
 図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
 平面直角座標値は世界測地系に対応
 方角は0.5キロメートル間隔
 高さの基準は東京湾の平均海面
 等高線の間隔は2メートル

54 榆木



42 鶴羽田	43 新地	44 武蔵ヶ丘
53 八景水谷	54 檜木	55 龍田
65 亀井・万石	66 龍田陳内	67 上南郎

行政区画

合志市

菊池郡

熊本県

熊本市

北区

[illegible]

	高速 鉄道		特別 快速
	快速 列車		快速 列車 (中心)
	歩道		歩道の 快速
	歩道・信号機		歩道の 快速 信号機
	道路 橋		道路 橋
	橋脚 歩道 道路		橋脚の 快速 歩道 道路
	水路		水路 橋
	道路 水路		道路の 快速 水路
	道路 水路 (中心)		道路の 快速 水路 中心
	道路 水路 橋		道路の 快速 水路 橋
	道路 水路 橋 信号機		道路の 快速 水路 橋 信号機
	道路 水路 橋 信号機 歩道		道路の 快速 水路 橋 信号機 歩道
	道路 水路 橋 信号機 歩道 信号機		道路の 快速 水路 橋 信号機 歩道 信号機
	道路 水路 橋 信号機 歩道 信号機 歩道		道路の 快速 水路 橋 信号機 歩道 信号機 歩道
	道路 水路 橋 信号機 歩道 信号機 歩道 信号機		道路の 快速 水路 橋 信号機 歩道 信号機 歩道 信号機
	道路 水路 橋 信号機 歩道 信号機 歩道 信号機 歩道		道路の 快速 水路 橋 信号機 歩道 信号機 歩道 信号機 歩道
	道路 水路 橋 信号機 歩道 信号機 歩道 信号機 歩道 信号機		道路の 快速 水路 橋 信号機 歩道 信号機 歩道 信号機 歩道 信号機
	道路 水路 橋 信号機 歩道 信号機 歩道 信号機 歩道 信号機 歩道		道路の 快速 水路 橋 信号機 歩道 信号機 歩道 信号機 歩道 信号機 歩道
	道路 水路 橋 信号機 歩道 信号機 歩道 信号機 歩道 信号機 歩道 信号機		道路の 快速 水路 橋 信号機 歩道 信号機 歩道 信号機 歩道 信号機 歩道 信号機
	道路 水路 橋 信号機 歩道 信号機 歩道 信号機 歩道 信号機 歩道 信号機 歩道		道路の 快速 水路 橋 信号機 歩道 信号機 歩道 信号機 歩道 信号機 歩道 信号機 歩道
	道路 水路 橋 信号機 歩道 信号機 歩道 信号機 歩道 信号機 歩道 信号機 歩道 信号機		道路の 快速 水路 橋 信号機 歩道 信号機 歩道 信号機 歩道 信号機 歩道 信号機 歩道 信号機
	道路 水路 橋 信号機 歩道 信号機 歩道 信号機 歩道 信号機 歩道 信号機 歩道 信号機 歩道		道路の 快速 水路 橋 信号機 歩道 信号機 歩道 信号機 歩道 信号機 歩道 信号機 歩道 信号機 歩道

田	岡	山	野原	美濃
▽	窪	○	その後の 杉木	山地
△	さとう びろ	***	芝地	はい牧地
サ	パイナップル 畑	Q	広葉樹林	しの地
Y	桑畑	L	針葉樹林	やし樹林
△	茶畑	A	竹林	湿地

座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定
による第Ⅱ座標系
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
平面直角座標値は世界測地系に対応
方眼は0.5キロメートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル

1:2,500 熊本市国土基本図

57 辛川



平成 29 年 測 量
1. 平成 29 年 12 月 撮影空中写真
平成 24 年 9 月 現地調査

1:2,500
0 50 100 200 300 400 500m

【この図機成図は、国土地理院長の助言を受けて得たものである
(図解参照) 平成 24 年 9 月 第10号】

計画機関 熊 本 市
作業機関 株 式 会 社 バ ス コ

45 三 里 木		
56 鹿 嶋 瀬	57 辛 川	
68 小 山	69 御 船 塚	70 道 明

行 政 区 画

熊 本 県
菊 池 郡
熊 本 市

記 号

△ 37.2 三角点	▽ 37.2 三角点
□ 25.60 水準点	▽ 42.3 水準点
▽ 33.6 水準点	▽ 25.73 水準点
▽ 12.3 水準点	▽ 15.8 水準点
△ 25.60 水準点	▽ 25.60 水準点

記号表

△ 37.2 三角点	▽ 37.2 三角点
□ 25.60 水準点	▽ 42.3 水準点
▽ 33.6 水準点	▽ 25.73 水準点
▽ 12.3 水準点	▽ 15.8 水準点
△ 25.60 水準点	▽ 25.60 水準点

記号表

△ 37.2 三角点	▽ 37.2 三角点
□ 25.60 水準点	▽ 42.3 水準点
▽ 33.6 水準点	▽ 25.73 水準点
▽ 12.3 水準点	▽ 15.8 水準点
△ 25.60 水準点	▽ 25.60 水準点

産標系は平成14年国土交通省令第9号の規定
による第Ⅱ座標系
地形は横メルカトル投影法
図面に表示してある産標値はキロメートル単位
平面直角座標値は世界測地系に対応
方位は0.1キロメートル間隔
等高線の基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル

57 辛川

1:2,500 熊本市国土基本図

58 河内港



平成 25 年 測量 1.平成 23 年 12 月 撮影空中写真
平成 24 年 9 月 現地調査

1:2,500
0 50 100 200 300 400 500m

〔この図面作成は、国土地理院長の勅命を受けて得たものである
(調査資料) 平成 24 年 第 10 号〕

計画機関 熊 本 市
作業機関 株式会社 バス コ

46	47
白 浜	南 越
58	59
河 内 港	河 内 山
71	72
塩 屋 港	葛 山



記 号		
△ 37.2	三角点	
□ 25.62	水準点	
△ 42.3	新設水準点	
▽ 35.6	新設水準点	
△ 25.73	新設水準点	
△ 12.3	新設水準点	
△ 15.6	新設水準点	
△ 25.62	新設水準点	
△ 37.2	三角点	
△ 42.3	新設水準点	
▽ 35.6	新設水準点	
△ 25.73	新設水準点	
△ 12.3	新設水準点	
△ 15.6	新設水準点	
△ 25.62	新設水準点	

△ 37.2	三角点	△ 42.3	新設水準点
▽ 35.6	新設水準点	▽ 35.6	新設水準点
△ 25.73	新設水準点	△ 25.73	新設水準点
△ 12.3	新設水準点	△ 12.3	新設水準点
△ 15.6	新設水準点	△ 15.6	新設水準点
△ 25.62	新設水準点	△ 25.62	新設水準点

△ 37.2	三角点	△ 42.3	新設水準点
▽ 35.6	新設水準点	▽ 35.6	新設水準点
△ 25.73	新設水準点	△ 25.73	新設水準点
△ 12.3	新設水準点	△ 12.3	新設水準点
△ 15.6	新設水準点	△ 15.6	新設水準点
△ 25.62	新設水準点	△ 25.62	新設水準点

△ 37.2	三角点	△ 42.3	新設水準点
▽ 35.6	新設水準点	▽ 35.6	新設水準点
△ 25.73	新設水準点	△ 25.73	新設水準点
△ 12.3	新設水準点	△ 12.3	新設水準点
△ 15.6	新設水準点	△ 15.6	新設水準点
△ 25.62	新設水準点	△ 25.62	新設水準点

△ 37.2	三角点	△ 42.3	新設水準点
▽ 35.6	新設水準点	▽ 35.6	新設水準点
△ 25.73	新設水準点	△ 25.73	新設水準点
△ 12.3	新設水準点	△ 12.3	新設水準点
△ 15.6	新設水準点	△ 15.6	新設水準点
△ 25.62	新設水準点	△ 25.62	新設水準点

座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定
による第1座標系
投影は横メルカトル投影法
図面に表示してある座標値はキロメートル単位
平面図角座標値は世界測地系に対応
方面は15キロメートル間隔
等高線の基準は海抜の平均海面
等高線の間隔は2メートル

58 河内港

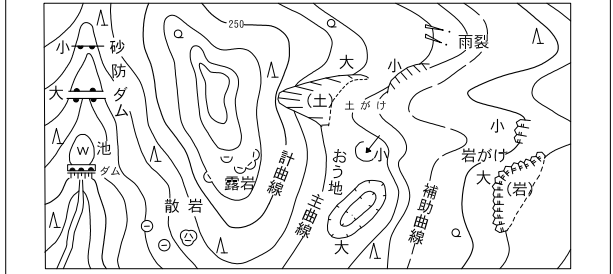
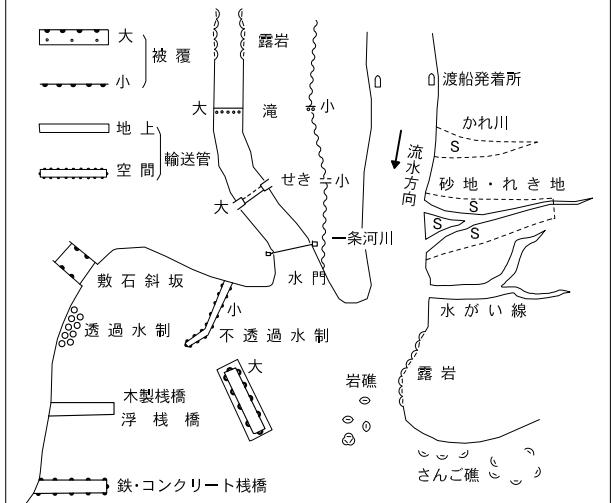
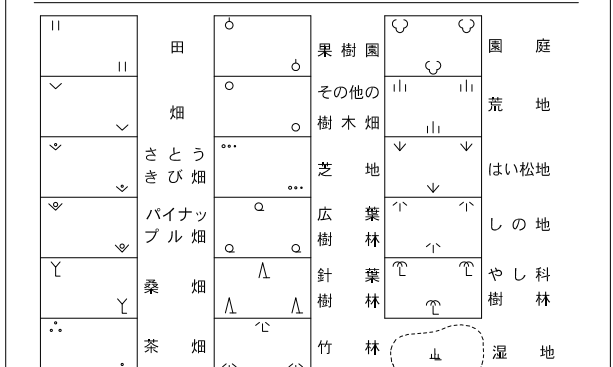
59 河内山



行政区画

熊本市
西區

	高速度		高速度
	特急列車		特急列車
	快速列車		快速列車
	普通列車の通過		普通列車の通過
	普通・分離線		普通列車
	普通線		普通線
	貨物線		貨物線
	普通列車通過の待避線		普通列車通過の待避線
	普通列車通過の待避線		普通列車通過の待避線
	人・貨物列車		人・貨物列車
	土曜線		土曜線
	朝・夕・夜間		朝・夕・夜間
	北米線		北米線
	特急・特急線		特急・特急線
			
			
			
			
			
			
			
			
			



座標系は平成14年国土交通省告示第3号の規定による第Ⅱ座標系
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
平面直角座標値は世界測地系に対応
方角は0.5キロメートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル

59 河内山

